大阪府安全なまちづくり条例の改正条文素案

第六章　特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等

（特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進）

第十九条　府は、特殊詐欺等の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

　２　府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、その協働を促す上で有用な情

　　報を公表する等、特殊詐欺等の被害防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。

　３　府は、府民が特殊詐欺等に加担しないよう、府民に周知を図る。

（特殊詐欺等の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）

第二十条　府民は、特殊詐欺等に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する

特殊詐欺等の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

（略）

（ＡＴＭ設置者及び高齢者の義務等)

第二十一条　ＡＴＭ設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者が携帯電話機を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止するため、次に掲げる措置を講じ　　なければならない。

　　(１)　設置するＡＴＭの本体、モニター画面等当該ＡＴＭを利用しようとする者から見やすい箇所にポスター、はり紙その他のものを掲示すること。

(２)　金融機関の店舗の出入口、壁面、床面等当該店舗を利用しようとする者から見やすい場所にポスター、立看板その他のものを掲示し、又は設置すること。

　２　ＡＴＭ設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者が携帯電話機を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止するため、ＡＴＭに係るシステムの構築、情報通信機器の導入等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

　３　公安委員会は、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

　４　高齢者は、第一項及び第二項の規定によりＡＴＭ設置者が講ずる措置に従い、携帯電話機を用いて通話しながらＡＴＭを操作してはならない。

（特殊詐欺等に関する通報等）

第二十二条　府民は、次のいずれかに該当する場合、警察官に通報するよう努める。

　　(１)　言動から特殊詐欺等の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。

　　(２)　自己、家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺等と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。

　２　事業者は、商品等の流通、役務の提供に際し、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがある者を発見したときは警察官に通報するとともに、その者の注意を喚起し、特殊詐欺等を行っていると思われる者を発見したときは警察官に通報するよう努める。

　３　金融機関は、当該金融機関の店舗において、特殊詐欺等により現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると認めた場合は、速やかに警察官へ通報する等必要な措置を講じなければならない。

（振込取引における上限額の設定）

第二十三条　金融機関は、ＡＴＭにおける顧客の預貯金口座への一日の振込みに係る

上限の額を十万円以下に設定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、大阪府警察と協議することができる。

２　金融機関が前項の振込上限額を設定する対象とする顧客は、次の各号のいずれに

も該当する者とする。ただし、第一号に規定する期間又は第二号に規定する年齢に

ついて金融機関が必要と認め引き下げる場合は、この限りでない。

　(１)　過去三年間にＡＴＭを使用した金銭の振込を行っていない者

　(２)　七十歳以上の者

　(３)　金融機関に届出した住所地が府の区域内にある者

３　金融機関は、第一項に規定する振込に係る上限の額の設定について、顧客から当

該設定に係る解除の申出があり、その時点において当該顧客が特殊詐欺等の被害に

遭うおそれがないと認められる場合は、当該設定を解除することができる。

　４　金融機関が、警察庁又は都道府県警察（大阪府警察を除く。）と協議を行った上

で、別にＡＴＭにおける預貯金口座への振込みに係る上限の額を設定している場合

には、第一項の規定によりＡＴＭにおける顧客の預貯金口座への一日の振込みに係

る上限の額を設定しているものとみなす。

（プリペイド型電子マネー販売時の確認）

第二十四条　店舗において、顧客の面前でプリペイド型電子マネーを販売する事業者は、特殊詐欺等の被害を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

　　(１)　電子マネー販売事業者の店舗に設置するレジ又はその付近において、ポスター、はり紙その他のものを掲示すること。

　　(２)　電子マネー販売事業者の店舗に設置するレジ又はその付近において、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を記載した書面等を備え付けること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において第三項に規定するレジを設置している場合はこの限りでない。

　　(３)　電子マネー販売事業者は、当該店舗において販売するプリペイド型電子マネーの購入に係る料金として公安委員会規則で定める額以上の額の支払を行おうとする電子マネー購入者に対して、前号の書面等を示すことにより特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認すること。ただし、当該電子マネー販売事業者の店舗において第三項に規定する方法等により確認する場合はこの限りではない。

２　前項第三号による確認をした場合において、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めたときは、速やかに警察官へ通報する等必要な措置を講ずるものとする。

３　電子マネー販売事業者は、当該事業者の店舗において電子マネー購入者がプリペイド型電子マネーの購入に係る料金の支払を行う際に電子マネー販売事業者の店舗に設置するレジに第一項第二号に規定する書面と同様の特殊詐欺等に関する注意事項を電子マネー購入者に対して表示させる方法等により、当該電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認できるシステムを搭載したレジの設置に努めるものとする。

４　電子マネー購入者は、電子マネー販売事業者から第一項第三号又は第三項に規定する方法等により確認を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

（建物の貸付けに係る規制等）

第二十五条　何人も、貸付けをしようとする建物が特殊詐欺等に供されることを知って、貸付けに係る契約をしてはならない。

　　（略）

（建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制等）

第二十六条　建物の貸付けの代理又は媒介者は、特殊詐欺等に供されることを知って、契約の代理又は媒介をしてはならない。

　　（略）

（旅館営業者等の営業に係る規制等）

第二十七条　旅館営業者は、特殊詐欺等に供されることを知って、宿泊させてはならない。

　　（略）

（個人情報データベース等の提供における規制等）

第二十八条　何人も、特殊詐欺等に供されることを知って、個人情報データベース等を提供してはならない。

　　（略）

【中略】

第八章　雑則

（指針の策定手続等）

第三十三条　知事、大阪府教育委員会及び公安委員会は、第八条第一項若しくは第二項に規定する指針、第十一条第二項に規定する指針、第十三条に規定する指針又は第十六条第一項若しくは第二項に規定する指針、第二十一条第三項に規定する指針（以下これらを「安全防犯指針」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。